



## 特殊車両・過積載の取締り結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、  
長岡国道事務所・与板警察署よいたによる合同取締りを実施しました。

### 取締り実施結果

取締り日時：平成29年6月28日（水） 14:00～16:00

#### 取締り場所及び結果

- ・国道116号 出雲崎除雪ステーションさんとうぐんいずもさきまち（三島郡出雲崎町大字船橋字縄手）ふなばし なわて

取締り車両数：6台 うち違反指導を行った車両：2台

#### <違反指導を行った内訳>

##### 道路法取締り

- ・許可書不携帯 1台
- ・経路違反 1台
- ・総重量違反 0台

道路交通法取締り（過積載） 0台

※上記2台に対して警告書を発出しました。

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼び掛けます。

お問い合わせ先：【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 もとの つねお 本野 恒夫 [電話] 0258-36-4552（内線431）

[FAX] 0258-36-4660

【過積載に関することについて】

新潟県与板警察署次長 おおかわ まさひろ 大川 政浩 [電話] 0258-72-0110

ふるさとの めくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン <http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>  
携帯電話 <http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/>

携帯版



スマホ版



## 【取締実施状況】



特殊車両通行許可書の携行を確認しています。



重量計により総重量の確認をしています。

下表の限度を「**一つでも**」超える車両は「**特殊車両通行許可**」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどが これを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じ て最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



### 【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限は道路法のほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。